

盛土緊急対策事業・宅地耐震化推進事業 <盛土による災害の防止>

行為者等による是正措置を基本としつつ、地方公共団体が実施する安全性把握のための詳細調査や盛土の撤去、擁壁設置等の対策工事に要する費用の一部を補助。

【対象事業】

■盛土緊急対策事業※1

■宅地耐震化推進事業※2

※農山漁村地域整備交付金（農林水産省所管）においても同様の支援が可能

【施行地区】

原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条により指定された地域又は森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林として指定された区域以外の区域とする。ただし、その事業の性格上特定の地域に限定して実施することがかえってその十分な効果の発現を妨げることとなるものについては、この限りではない。



安全性把握調査
(ボーリング調査)



盛土撤去工事のイメージ

安全性把握調査等 (安全性把握調査、応急対策工事)		対策工事等 (盛土の撤去工事※3、盛土の崩落防止工事)		
該当事業	盛土緊急対策事業	盛土緊急対策事業	盛土緊急対策事業 宅地耐震化推進事業	
期限	把握してから3年以内に実施	把握してから4年以内に着手		令和7年度までに着手
要件	<ul style="list-style-type: none">➢ 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土であること➢ 応急対策工事又は対策工事等のために安全性を把握する必要があること➢ 盛土規制法（規制区域指定前においては、既存法令に基づくものを含む）に基づく行政代執行による対策工事等、緊急性の高いものであること➢ 行為者等に対して求償を行うこと※4	<ul style="list-style-type: none">➢ 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土であること➢ 盛土規制法（規制区域指定前においては、既存法令に基づくものを含む）に基づく行政代執行による対策工事等、緊急性の高いものであること➢ 行為者等に対して求償を行うこと※4	<ul style="list-style-type: none">➢ 対象エリアで総点検を実施し、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土であること➢ 勧告、命令等の行政指導が行われていること※3,※4➢ 行為者等に対して求償を行うこと※3,※4	左記に加え、 <ul style="list-style-type: none">➢ 地下水と降雨により崩落のおそれがあること➢ 一定規模の人家や重要な公共施設等に被害を及ぼすおそれがあること 等の要件を満たす緊急性の高い盛土であること
国費率	1/2			2/3
地方財政措置	公共事業等債※5 (充当率90%、措置率20%)	公共事業等債 (充当率90%、措置率20%)	公共事業等債 (充当率90%、措置率45%)	特別交付税※6 (措置率50%)
	特別交付税 (措置率50%)	特別交付税※6 (措置率50%)	特別交付税※6 (措置率70%)	

※1 盛土緊急対策事業は大規模盛土造成地以外の盛土が対象

※4 行為者等が確知できない場合を除く

※2 宅地耐震化推進事業は大規模盛土造成地が対象

※5 応急対策工事のうち適債性のあるものに限る

※3 盛土緊急対策事業のみ

※6 盛土の撤去工事のうち適債性のないものに限る

盛土の安全対策に対する支援措置 <都市防災総合推進事業>

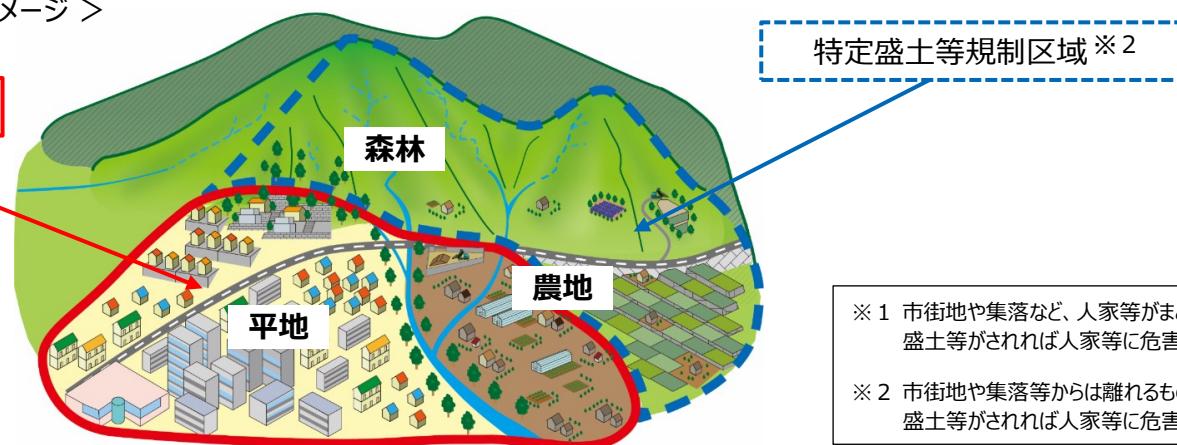
- 盛土規制法においては、①区域の指定や、②既存の盛土に対する勧告・命令等の事務について、各都道府県等において、客観的なりスク把握に基づく適正な制度運用が行えるよう、定期的（概ね5年ごと）に基礎調査を実施することとしている。
- 具体的には、①区域の指定に必要な地形・地質、土地の利用状況等の情報や、②勧告・命令に必要な既存の盛土の分布、盛土が行われた土地の危険性に関する情報を調査することを想定している。
- 地方公共団体による基礎調査の実施にあたっては、その費用の一部を社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）の都市防災総合推進事業にて支援※1。

※1 農山漁村地域整備交付金（農林水産省所管）においても同様の支援が可能

< 支援概要 >

事業主体	地方公共団体	補助率	1 / 3 (令和10年度までに限り、1/2) ※2 ※2 既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を令和6年度までに開始し、調査内容及び調査計画期間が明示された調査計画書を作成した地方公共団体に限る。	事業期限	なし
支援対象	○ 盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握のための以下の調査 <ul style="list-style-type: none">・ 防御対象となる人家等がある区域の抽出・ 地形・地質・災害履歴等のデータの整理・ 盛土がされた場合、人家等に被害を及ぼすおそれのある区域の設定・ 基礎調査の結果の公表に向けた資料の作成 等	○ 既存の危険な盛土の把握のための以下の調査 <ul style="list-style-type: none">・ 盛土等の分布を把握・ 盛土等の安全性把握の優先度調査・ 盛土等の経過観察 等			

< 盛土規制法による規制区域のイメージ >



※1 市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

※2 市街地や集落等からは離れるものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

農山漁村地域整備交付金における盛土緊急対策事業について

(令和7年4月1日改正版)
下線部が改正箇所

事業名	事業内容	事業実施主体	国費率	地方負担分への財政措置
1 盛土による災害防止のための調査事業				
盛土による災害防止のための調査	盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を行うもの	都道府県 又は市町村	1/3 <u>(要件※1を満たす場合はR10までに限り1/2)</u>	普通交付税措置
2 盛土緊急対策事業				
【盛土の区分】 (ア) 総点検により確認された危険が想定される盛土 (イ) 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土				
安全性把握調査	(イ) の盛土の安全性把握に関する調査若しくは監視又は危険切迫の場合における安全を確保するための暫定的な応急対策工事を行うもの (ア) は把握後3年内に実施するものに限る)	都道府県 又は市町村	1/2以内	適債性のないもの 地方負担分の50%を特別交付税措置 適債性のあるもの※2 地方負担分の90%を公共事業等債（地方負担の20%を交付税措置）
盛土撤去事業※4	(ア) 若しくは(イ) 又は安全性把握調査により危険と認められた盛土について、盛土について、対策の緊急性を踏まえて、土砂の撤去を行うもの (ア) は令和7年度までに着手、(イ) は把握後4年内に着手するものに限る)	都道府県 又は市町村	通常分 1/2以内 特別分※3 2/3	適債性のないもの 地方負担分の50%を特別交付税措置 適債性のあるもの 地方負担分の70%を特別交付税措置
盛土崩落対策事業※4	(ア) 若しくは(イ) 又は安全性把握調査により危険と認められた盛土について、対策の緊急性を踏まえて、崩落の防止を行うもの（盛土撤去事業を除く） (ア) は令和7年度までに着手、(イ) は把握後4年内に着手するものに限る)	都道府県 又は市町村	通常分 1/2以内 特別分※3 2/3	適債性のあるもの 地方負担分の90%を公共事業等債（地方負担の20%を交付税措置） 適債性のあるもの 地方負担分の90%を公共事業等債（災害関連）（地方負担の45%を交付税措置）

※1 既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を令和6年度までに開始した地方公共団体であって、調査内容及び調査期間が明示された調査計画を作成した地方公共団体については、R10年度までに限り国費率1/2となる。

※2 安全性把握調査には防災対策（応急対策）が含まれているが、防災対策（応急対策）に要する経費のうち、適債性のある経費（地方財政法第5条に規定する地方債を起こそができる経費。）については、特別交付税措置ではなく地方債の対象となる。

※3 特別分とは、通常分に加え、所定の要件をすべて満たすものをいう。ただし（イ）を除く。

※4 対策工事に係る費用は、既存の交付金の枠内での対応を基本としつつ、要すれば、個別案件ごとに防災・減災対策等強化事業推進費（国土交通省）の活用も可能。